


所管部課	福祉部	みのり福祉園	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市立みのり福祉園庶務規程を廃止する訓令について				
			区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立みのり福祉園条例 東大和市立みのり福祉園条例施行規則			
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 理由 平成28年10月に東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設されることから、平成28年9月30日をもって東大和市立みのり福祉園を閉園するため。					
(2) 内容 東大和市立みのり福祉園庶務規程（平成6年訓令第19号）は、廃止する。					
(3) 施行日 平成28年10月1日					
(4) 影響及び効果 ①東大和市立みのり福祉園庶務規程廃止に合わせ、東大和市組織規則の一部を改正し、各課の事務分掌等を整理、明確化する。 ②みのり福祉園の各事業については、平成28年10月1日から、東大和市総合福祉センターは〜とふるに円滑に移行できる。					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 平成28年6月30日～9月12日 文書課との調整 平成28年9月6日 平成28年 第3回 東大和市議会定例会において条例廃止議決					
3. 留意事項（問題点等） このほか、関連する以下の規則等（東大和市立みのり福祉園条例施行規則、東大和市立みのり福祉園運営協議会設置要綱、東大和市立みのり福祉園の工賃支払い等に関する要綱、東大和市立みのり福祉園給食実施要綱）の廃止については、文書課と調整中である。					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに廃止の手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。